

伊那市・駒ヶ根市・箕輪町・南箕輪村・宮田村 無料配布 信濃毎日新聞 信濃人な情報誌

無料

ご自由にお持ちください
e-10.adcm.jp

e-10

イテン



企画・発行 ADCOM アドコマース株式会社

Vol.106

12

DECEMBER 2012

今年もありがとう。
2012年のフィナーレも盛大に！

2012年のフィナーレも2013年のオープニングも盛大に！

「忘新年会・会場特集」

Merry Christmas★2012

「記憶に残る素敵なクリスマスを」

冬のグルメインフォ／冬のおでかけスタイル

今から始めるキレイ対策

今月の豪華プレゼント

ほうほう 法なるほど!?

知らなかった…貸したお金の請求に、時効があるなんて!!もう、間に合わないの!?

高木

私は、平成13年10月20日に100万円を友人の佐藤(仮名)さんに貸しました。その時、返済日を平成14年10月20日と定めて契約書も作成したのですが、まだ返してもらえません。最近も佐藤さんにお金を返して欲しいと催促したのですが、佐藤さんからは、もう借りて10年たっているから時効だと言われました。佐藤さんの言うとおり、もう100万円の請求はできないのでしょうか?

弁護士

そんなことはありません。確かに貸金の消滅時効は10年です。しかし、今回の場合は、返済日が平成14年10月20日という契約なので、返済日の翌日から10年が経過するまでは時効にはなりません。つまり、平成24年10月20日までは請求ができます。そうですか。私は佐藤さんに毎年手紙でお金を早く支払うよう請求してきたのに、後5日で請求できなくなるなんて…。納得できません。先生、私は、佐藤さんに手紙で毎年請求してきたんですよ。どうして!!!

高木

落ち着いてください。高木さんが何度も請求してきたのはわかりますが、法律上は相手に裁判外でいくら請求しても時効は中断しません。確かに、法律には「請求」すれば時効は中断するとありますが、ここでいう「請求」は裁判上の請求をさし、毎年送っていた手紙による請求は法律上の「請求」に当たらないため、時効は中断しません。じゃあ、後5日以内に裁判を起こせということですか…

弁護士

そうとも限りません。早急に内容証明郵便で佐藤さんに請求すれば、法律上6か月間の猶予がもらえます。つまり、先方に内容証明郵便が到達してから、6か月以内に裁判を起しせば時効を中断させることができます。なるほど分かりました。さっそく佐藤さんに請求する事にします。

高木

ありがとうございます。

弁護士

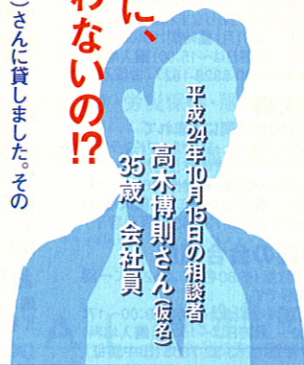
ありがとうございます。

「法、なるほど!?」法律相談者募集!!

本コーナーでは、とりあげてほしい相談・お悩みを募集します。日々の生活の中で今あなたが抱えている問題を、豊富な知識と地域の事情も分かる地元の弁護士さんに相談してみませんか? 法律事務所まで今までに解決してきた事例等に照らし、ケースとして紹介させていただきます。

性別年齢・相談内容を記入の上、下記のエイブ編集室宛先まで封書又はメールにてお送りください。

※宛名「法」なるは法律相談希望と明記ください。※採用させていただいた質問と相談について、個別に回答することはできませんのでご了承ください。※採用の連絡はいたしません。※採用される地名や場所、個人名、団体名などは伏せ、ケースとして紹介させていただきますので、安心ください。※寄せいただいた内容は、当コーナー掲載の目的以外には使用いたしません。



平成24年10月15日の相談者
高木博則さん(仮名)
35歳 会社員

取材協力・原稿監修
弁護士法人 齋藤法律事務所
駒ヶ根事務所 / 駒ヶ根市上穂南9番3号
TEL 0265-98-7171 HP <http://www.saito-houritsu.com/>

宛 送り先住所 ▶ 〒399-4431 長野県伊那市西春近3010-1
アド・コマーシャル株式会社 e-10編集室
先 メールアドレス ▶ info@e-10.adcm.jp

※今回ご紹介したケースは、実際に弁護士さんに相談のあった話を題材として作られた物で、特定の個人や団体を示したものではありません。